

【ぼったくり被害対策活動について】

埼玉県警察の協力のもと、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士が行っている「ぼったくり被害対策活動」についてご紹介させて頂きたいと思います。

1 ぼったくり被害とは

例えば、キャバクラ店の客引きに「90 分飲み放題で 7,000 円」と誘われ入店したところ、客引きの案内と異なり高額な請求（数十万円）を請求されるというものです。

被害者の中には、請求金額が納得できず、交渉しようとする人もいますが、店側は交渉に応じず、時には長時間に

わたって請求するなどして被害者を疲れさせたり、取り囲むなどして怖い思いをさせたりして料金を支払わざるを得ない状況に追い詰めます。料金の支払は、その場での現金払い・クレジット払いだけでなく、ATMが設置されているコンビニ等に連れ出したり、身分証明書のコピーを取って後日請求したりと、どんな手段をとっても支払いをさせようとしてきます。また、飲食店で眠ってしまい、後日クレジットカード会社から高額な請求が来て被害に気付くということもあります。

ぼったくり被害は、被害者の権利利益を害するだけでなく、被害金が暴力団等の資金源になっている可能性もあります。このようにぼったくり被害対策活動が必要なのです。

2 ぼったくり被害対策活動開始の経緯

当委員会がぼったくり対策活動を開始したのは、当委員会所属の弁護士がぼったくり被害の相談を受けたことがきっかけです。このことを当委員会の会議で話したところ、他の弁護士からも「同様の相談を受けた」などの声上がり、実態解明のためにも活動しようとの意見が出ました。そこで、埼玉県警察に相談したところ、実態解明や浄化につなげようと、当委員会の相談に応じてくれました。これがぼったくり被害対策活動開始の経緯です。

3 ぼったくり被害の救済の難しさ

被害者に対する行為が恐喝、詐欺、暴行、傷害等の刑事事件に当たる場合は、刑事事件になります。しかし、ぼったくり店は、ぼったくり行為が違法不当な行為であることを認識した上で、ぼったくり行為をするのですから、中々刑事事件として立件されるようなことはしません。北海道、東京都、大阪府など少なくとも 8 都道府県では、ぼったくりを防止する条例が制定、施行されていますが、埼玉県にはありません。



ぼったくり被害者を救済する必要がありますが、その手段は限られています。

4 ぼったくり被害対策活動

(1) 大宮南銀座通りの巡回活動

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士約10名と埼玉県警の捜査員4名が、ぼったくり被害の予防を目的として、大宮南銀座通りを巡回しています。活動当初は毎週末に行っていましたが、現在は1ヵ月に1回午後9時ごろから11時ごろまで巡回しています。弁護士は、黄色地に黒で「ぼったくり被害110番」と書かれた腕章を、捜査員はえんじ地に金色で「埼玉県警察」と書かれた腕章をして巡回しています。弁護士がぼったくり被害にあいそうな酔客を見つけると「埼玉弁護士会 ぼったくり被害110番! 080-3512-7650」と書かれている名刺大の紙を渡して注意を促します。平成31年3月現在で計15回の巡回活動を行っています。

(2) ぼったくり被害無料法律相談

埼玉弁護士会民事介入暴力委員会所属の弁護士がぼったくり被害にあった方について無料で法律相談を行うものです。平成31年3月現在で6件の法律相談を行いました。ぼったくり被害の回復の方法には、①カード会社とのチャージバックの交渉、②カード会社又は加盟店に対する訴訟提起があります。「チャージバック」とは、クレジットカードの不正使用などを理由に、クレジットカード会社はその代金の売上を取消しすることです。これにより被害者はカード会社への支払を免れることができます。しかし、カード会社は容易にチャージバックの交渉に応じません。また、被害者にとって数十万円の金額は大きいですが、訴訟を提起するには躊躇するようです。このようにぼったくり被害者の被害回復は実際容易ではありません。

5 最後に

埼玉弁護士会民事介入暴力委員会は、埼玉県最大の繁華街である大宮南銀座地区からぼったくり被害が無くなるよう埼玉県警察の協力のもと、ぼったくり被害対策活動を続けていきたいと思っております。皆様が安心して遊べる街「大宮」でありますように。

寄稿者

さいたま市大宮区東町1丁目145番地1階

池上雅弘法律事務所 ☎ 048-628-6087、FAX048-677-4153

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力委員会

池上 雅弘 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.122」から編集したものです。